

## 通所リハビリテーション利用料金表

(介護老人保健施設 国府の里)

令和6年6月1日現在

〈基本利用料（1日あたり）〉 ※基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示

利用時間 区分	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
介護度1	383円	486円	553円	622円	715円	762円
介護度2	439円	565円	642円	738円	850円	903円
介護度3	498円	643円	730円	852円	981円	1,046円
介護度4	555円	743円	844円	987円	1,137円	1,215円
介護度5	612円	842円	957円	1,120円	1,290円	1,379円

〈各種加算（サービスの実施に伴い、上記利用料に加算されます）〉

区分	費用	内容
感染症等対応加算	原則3月以内 基本料金の 100分の3 (1回につき)	感染症や災害の影響により利用者数の減少した場合で、利用者数が当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合
延長加算	50円	ア基本料金の利用時間「7時間以上8時間未満」のサービスをお受けになる方で、その前後に連続して日常生活のお世話を （「日常生活のお世話」に要した時間と通算して「8時間以上9時間未満」の場合）
	100円	同上 （「日常生活のお世話」に要した時間と通算して「9時間以上10時間未満」の場合）
入浴介助加算(I)	40円	入浴サービスを実施した場合
(II) (いずれか1つ)	60円	医師等が訪問により、把握した利用者宅の浴室環境を踏まえ、個別の入浴介助計画を作成し、これに基づき入浴サービスを実施した場合
リハビリテーション 提供体制加算	12円	利用者の数が25に対し常時、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の配置合計数が1以上で、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合（利用時間「3時間以上4時間未満の場合」）
	16円	同上（利用時間「4時間以上5時間未満の場合」）
	20円	同上（利用時間「5時間以上6時間未満の場合」）
	24円	同上（利用時間「6時間以上7時間未満の場合」）
	28円	同上（利用時間「7時間以上の場合」）
リハビリテーション マネジメント加算 (A)イ	560円 (1月につき)	医師等、関係する職種の職員が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、当該リハビリテーション計画についてリハビリ職員が利用者又は家族に対し説明、同意を得て医師に報告し、又、利用者宅を訪問しその他居宅サービス従事者又は家族に対し、介護指導及び助言を実施した場合 （リハビリテーション会議を1月に1回以上開催） （同意を得た日の属する月から6月以内）
	240円 (1月につき)	同上 （リハビリテーション会議を3月に1回以上開催） （同意を得た日の属する月から6月超）

(A)ロ	593 円 (1 月につき)	(A)イの要件に加え、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合 (リハビリテーション会議を1月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月以内)
	273 円 (1 月につき)	同上 (リハビリテーション会議を3月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月超)
(B)イ	830 円 (1 月につき)	(A)イの要件のうち、当該計画について事業所の医師が利用者又は家族に説明し、同意を得た場合 (リハビリテーション会議を1月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月以内)
	510 円 (1 月につき)	同上 (リハビリテーション会議を3月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月超)
(B)ロ (いずれか一つ)	863 円 (1 月に1回)	(B)イの要件に加え、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合 (リハビリテーション会議を1月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月以内)
	543 円 (1 月に1回)	同上 (リハビリテーション会議を3月に1回以上開催) (同意を得た日の属する月から6月超)
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	※下記の基準に適合していない場合に減算 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	※虐待の発生又はその再発を防止するための下記の措置が講じられていない場合に減算 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円 (1 日につき)	退院・退所日(注:参照)又は、初めて要介護認定を受けた利用者で、在宅での日常生活活動の自立性を向上させる為、短期集中的に個別リハビリを実施した場合(退院・退所・認定日から3月以内)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	6 月以内 1,250 円 (1 月につき)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び実施に内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定め、支援した場合
栄養アセスメント加算	50 円 (1 月につき)	管理栄養士を1名以上配置し、医師等、関係する職種の職員が共同して栄養アセスメントを実施し、説明し、さらに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養改善加算	3 月以内 200 円 (1 月2回限度)	栄養ケア計画の作成、実施、評価等の一連のプロセスを行い、必要に応じ居宅を訪問するなどして栄養改善サービスを実施した場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 円 (6 月1回限度)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当介護支援専門員に情報提供した場合(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併用不可)
(II)	5 円 (6 月1回限度)	同上 (栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ算定可能)

口腔機能向上加算 (Ⅰ)	原則 3 月以内 150 円 (1 月 2 回限度)	口腔機能改善のための計画の作成、実施、評価等の一連のプロセスを実施した場合
(Ⅱ) (いずれか 1 つ)	原則 3 月以内 160 円 (1 月 2 回限度)	(Ⅰ)の要件に加え、当該情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
重度療養管理加算	100 円 (1 日につき)	要介護 3、4 又は 5 の方に、計画的医学管理のもと、通所リハビリテーションを実施した場合
中重度者ケア 体制加算	20 円 (1 日につき)	要介護 3、4 又は 5 の方を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスの提供体制を構築し、通所リハビリテーションを実施した場合
事業所が送迎を 行わない場合	▲47 円 (片道につき)	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合減算
科学的介護推進体制 加算	40 円 (1 月につき)	利用者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
移行支援加算	12 円 (1 日につき)	移行支援加算の基準に適合し、利用者の通所介護事業所等への移行等を支援した場合
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	22 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 70%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 25%以上の場合
(Ⅱ)	18 円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合
(Ⅲ)	6 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 40%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 25%以上の場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 86 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 83 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 66 に相当する金額	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を 1 月あたりで合算し、その合算額の 1000 分の 53 に相当する金額	

(注) 退院・退所とは、原因となった疾患等の治療等のため入院されていた医療機関(病院、診療所)又は介護保健施設(他の介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型施設)の退院、退所を指します。

#### 〈その他の料金〉

区 分	料金(日額)	備 考
食 費	690 円	昼食 1 食あたり
日常生活品費	153 円	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・お茶・おしぼり・バスタオル等、利用者の皆様が日々共通で使用するものの費用
教養娯楽費	102 円	レクリエーション等の材料費、教養関係費用等
オムツ代 (1 枚あたり)	132 円	紙オムツ
	153 円	紙パンツ
	51 円	パット
文 書 料 1 通当たり (消費税含む)	5,500 円	診断書(保険・年金・生命保険等)
	3,300 円	情報提供書(紹介状)
	3,300 円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550 円	文書等(写し) 領収書(写し)

\*オムツは基本的には各自持参となります。

〈キャンセル料〉

連絡の時期	キャンセル料	備考
サービス利用開始日前日 15 : 30 迄	いただきません。	—
〃 全日 15 : 30 以降	食事相当額（昼食）	連絡が無い場合、理由を問わず徴収いたします。